

7 前項に規定する合併等事業年度とは、同項に規定する法人が、合併、分割若しくは現物出資（分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限る。以下この項において「合併等」という。）に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人若しくは現物出資法人若しくは被現物出資法人であり、事業の譲渡若しくは譲受け（以下この項において「譲渡等」という。）に係る当該事業の移転をした法人若しくは当該事業の譲受けをした法人であり、又は特別の法律に基づく承継に係る被承継法人若しくは承継法人である場合その他政令で定める場合における当該合併等の日、当該譲渡等の日又は当該承継の日を含む事業年度その他政令で定める日を含む事業年度（当該法人の第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度を除く。）をいう。

8 第六項に規定する法人が対象年度において特定税額控除規定の適用を受ける場合（同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合に限る。）における第四十二条の四第十項、第四十二条の十一の二第五項及び前条第五項の規定の適用については、これらの規定により添付すべき書類は、これらの規定に規定する書類及び当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とする。

第四十三條第一項の表に次の一号を加える。

<p>四 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第一項に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるもの（以下この号において「再生可能エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため若しくは再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下この号において「再生可能エネルギー利用資産」という。）のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産で当該再生可能エネルギー利</p>	<p>当該再生可能エネルギー発電設備等</p>	<p>百分の二十</p>
--	-------------------------	--------------

用資産の持続的な利用に資するものとして政令で定めるもの（以下この号において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を国内にある事業の用に供する法人（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する法人その他の政令で定める法人に該当するものを除く。）

第四十三条の二第二項中「平成二十七年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間」に改め、「港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から」を削り、「行つた日」の下に「から同日」を加え、「（港湾法）を」（同法）に、「百分の二十」を「百分の十八（港湾法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域のうち同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路に隣接する同法第二条第三項に規定する港湾区域に隣接する地域内において取得又は建設をした当該技術基準適合施設については、百分の二十二）」に改める。

第四十四条の五の見出しを「（情報流通円滑化設備の特別償却）」に改め、同条第一項中「の実施」を

「(同号に規定する特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資するものとして政令で定めるものを設置して行うものに限る。)の実施」に、「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「情報の円滑な流通の確保に資するものとして」を「当該」に、「特定電気通信設備」を「情報流通円滑化設備」に、「特定電気通信設備を」を「情報流通円滑化設備の」に、「円滑化設備の」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第四十六条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第三号イ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同条第二項第一号中「第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者及び同法第六十九条に規定する精神障害者」を「第三十七条第二項に規定する対象障害者」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に、「同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「及び同法第七十一条第一項に規定する精神障害者である短時間労働者(次号において「精神障害者である短時間労働者」という。)」を削り、同項第四号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者及び精神障害者であ

る短時間労働者」を「及び対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。

第四十六条の二を削る。

第四十七条第二項中「法人が、」を「青色申告書を提出する法人が、」に、「第六十八条の三十四第一項」を「第六十八条の三十三第一項」に改め、同条を第四十六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第四十七条 青色申告書を提出する法人が、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する施設のうち児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務（以下この項及び次項において「保育事業」という。）を目的とするもの（以下この項及び次項において「事業所内保育施設」という。）の新設又は増設をする場合（その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに当該事業所内保育施設における保育事業の用に供する遊戯用の構築物、遊戯具その他の政令で定める減価償却資産（以下この項において「幼児遊戯用構築物等」という。）の取

得又は製作若しくは建設をする場合で、かつ、当該事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限る。）において、当該新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びに当該幼児遊戯用構築物等（以下この項及び次項において「企業主導型保育施設用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は企業主導型保育施設用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の保育事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該企業主導型保育施設用資産をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後三年以内の日を含む各事業年度の当該企業主導型保育施設用資産の償却限度額は、供用日以後三年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき当該助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該企業主導型保育施設用資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又

は第四項に規定する政令で定める金額」と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）の適用を受けている企業主導型保育施設用資産（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産）の移転を受け、これを当該法人の保育事業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該企業主導型保育施設用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供

用日に当該法人の保育事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間（当該企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を行う事業に係る助成金で財務省令で定めるものの交付を受ける期間に限る。）とする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二の四第一項」の下に、「第四十二条の十二の六第一項」を加える。

第五十二条の三第一項中「（法人税法第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第



百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することとをいう。以下第八節までにおいて同じ。」を削る。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十二の四」の下に、「第四十二条の十二の六」を加える。

第五十五条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号中「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「次の」を「次の」に改め、同項第一号中「次号まで」を「この号及び次号」に改め、同条第九項中「百分の三十」を「百分の二十」に、「百分の七十」を「百分の五十」に改める。

第五十五条の二第一項中「(平成二十五年法律第九十八号)」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第四項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第五十六条第一項中「同法第十五条第一項」を「第十五条第一項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「第九条の六第一項」の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項中「第二号イ」を「第四号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「当該特定廃棄物最終処分場に係る」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「場合」を「場合（前二号に該当する場合を除く。）」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合、その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合、その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第五十六条第七項中「又は同法」を「又は」に改める。

第六十一条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第三章第四節の節名中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十一条の二第一項中「認定農地所有適格法人等」を削り、「以下この項及び第三項」を「第三項第一号」に改め、「又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「補助金（以下この項）」を「補助金（第一号）」に、「その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等）」を「（第三項第二号イにおいて「認定計画」に、以下この項」を「。第一号」に改め、同条第三項中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第二号又は第五号」に、「同号」を「第二号イ若しくはロ又は第五号」に改め、同項第一号中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得（同項に規定

する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 認定計画の定めるところにより農用地等の取得等をした場合 その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

ロ 農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。） その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額

第六十一条の二第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第七項中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第六十一条の三第一項中「認定計画等」を「認定計画」に改め、同項第一号イ中「以下この号に」を「イに」に改め、「において前条第二項又は第三項」の下に「（第二号ロに係る部分を除く。）」を加え

る。

第六十一条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第六項中「法人税法」の下に「第六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第一項の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

二 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

三 法人税法第四百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節(第四百四十四条(同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定及び特別税額加算規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四 法人税法第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

第六十二条の三第一項及び第九項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第十項中「、第六十五条の八第九項から第十二項まで又は第六十五条の十二第十項から第十三項まで」を「又は第六十五条の八第九項から第十二項まで」に改め、同条第十二項中「法人税法」の下に「第六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「前項に規定する」を「前三項に定める」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加え

る。

13 第六十二条第七項の規定は、第一項又は第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「及び第一項」とあるのは、「並びに第六十二条の三第一項及び第九項」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第四項中「、第六十五条の八第九項」を「又は第六十五条の八第九項」に、「又は第六十五条の十二第十項」とあるのは「又は第六十五条の第十二項」を「の規定」とあるのは「の規定」に改め、同条第五項中「法人税法」の下に「第六十七条」を加え、「同法第六十七条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「規定する」を「定める」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第六十二条第七項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「第一項の」とあるのは、「第六十三条第一項の」と読み替えるものとする。

第六十四条第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他」を「同

項の規定の適用を受けようとする資産が同項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として」に、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改め、同条第八項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十五条の二第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第六十五条の三第一項中「又は第六十五条の十一から第六十六条の二まで」を「第六十六条又は第六



十六条の二」に改め、同条第四項中「記載」の下に「及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付」を加え、「当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及び」を削り、「の添付がある」を「を保存している」に改め、同条第五項中「又は添付がない」を「若しくは添付がない」に、「において」を「又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において」に、「又は添付がなかつた」を「若しくは添付又は保存がなかつた」に、「並びに」を「及び」に、「及び」を「並びに当該」に改める。

第六十五条の四第一項中「又は第六十五条の十一から第六十六条の二まで」を、「第六十六条又は第六十六条の二」に改め、同項第三号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の五第一項中「又は第六十五条の十一から第六十六条の二まで」を、「第六十六条又は第六十六条の二」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十五条の三第五項及び第七項」を「第六十五条の三第七項」に、「ついて、」を「ついて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができ

る。

第六十五条の五の二第一項中「第六十五条の十一から第六十六条まで」を「第六十六条」に改める。

第六十五条の七第九項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号イ」に改める。

第六十五条の十一及び第六十五条の十二を削る。

第六十六条の二第七項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十四項第二号ハ中「第六十五条の八、第六十五条の十一又は第六十五条の十二」を「又は第六十五条の八」に改める。

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例

第六十六条の二の二 法人が、産業競争力強化法第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者

(産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日から平成三十三

年三月三十一日までの間に産業競争力強化法第二十五条第一項に規定する特別事業再編計画(以下この項において「特別事業再編計画」という。)について同条第一項の認定を受けた法人に限る。以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。)の行つた当該認定に係る特別事業再編計画(同法第二十六条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの)に係る同法第二条第十二項に規定する特別事業再編によりその有する他の法人の株式(出資を含む。以下この項において「株式等」という。)を譲渡し、当該認定特別事業再編事業者の株式の交付を受けた場合におけるその譲渡した株式等に係る法人税法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額に相当する金額とする。

2 前項の交付を受けた認定特別事業再編事業者の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の四第二十五項中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第六十六條の六第二項第一号に次のように加える。

ハ 第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国法人」として同号及び第七号の規定を適用した場合に同号に規定する外国金融機関に該当することとなる外国法人で、同号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社との間に、当該部分対象外国関係会社が当該外国法人の経営管理を行つている関係その他の特殊の関係がある外国法人として政令で定める外国法人

第六十六條の六第二項第二号口中「あつては」を「あつては」に改め、「多い金額の割合」の下に「とし、第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。」を加え、「第六項に」を「同項に」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式